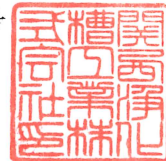


重要

平成28年3月吉日

責任者様各位

大阪府中央区南船場2丁目3番4号
関西浄化槽工業株式会社
代表取締役 滝北 健治



一般廃棄物（し尿含む）の収集運搬と処分について
（大阪市のみ）

拝啓 春暖の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、表記の議題につきまして 平成28年2月24日において大阪市指定の
処理場（中浜流注場）職員及び一般廃棄物収集運搬会社 数十社にて 中浜流注場
における夾雑物及び砂・石等の混入状況についての報告と今後の対策についての会議が
行われました。

最近 中浜流注場において、大量の夾雑物及び砂などの異物が頻繁に発生し、機械故障
により中浜流注場での汚泥受入れ休止などの問題が発生している状況です。

当社といたしましては、よりよい環境にて維持管理して頂くために
清掃時の夾雑物及び砂などの異物は中浜流注場にて処理できる範囲で吸引すると共に
ビルピット（し尿を含む槽）に大量の夾雑物・砂・石等が混入している場合については
夾雑物を減らしていくような方法や手段を排出事業者様に対しご提案していく
所存でございますので何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

注) 尚、夾雑物・砂・石等が槽内に滞留している場合は、吸引せず土嚢（どのう）袋等に
入れ槽外へ排出いたしますので、排出事業者様（管理者様）にて適切な処理を
して頂きますようお願い申し上げます。

敬具

※夾雑物（きょうざつぶつ）とは・・・あるものの中に混じっている余計なもの。
ここでは、ビルピット内に混入している（繊維質の物：タオル・雑巾等）
砂または石等をいう。